

第 10 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 10 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月17日（月） 午後2時から午後2時45分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番	佐々木	英久	2番	武藤	真作
3番	関	正美	4番	鈴木	昇
5番	星	容子	6番	相場	堅一
7番	佐々木	繁明	8番	安田	友一
9番	白岩	勝	10番	柴田	ますみ
11番	鎌田	悦雄	12番	佐々木	和昭
13番	齊藤	善彦	14番	藤田	修
15番	加藤	淳	16番	三浦	宏和
17番	伊藤	洋文	18番	佐々木	吉秋
19番	加賀屋	慎一			
- 5 欠席農業委員
なし
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第40号 農用地利用集積計画の撤回に関する件
 - 第7 議案第41号 農用地利用集積計画(令和4年度第7号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田	邦子	参事	加藤	康則
副参事	伊藤	弘	副参事	住谷	真人
主席主査	稲葉	隆	主席主査	中村	至
主査	幸野	善寿	主査	鈴木	百愛
主査	岡部	洋介	主任	廣嶋	孝祐
技師	小林	素子			
- 8 書記
主席主査 山本郷史
- 9 議事録署名委員
4番 鈴木 昇 5番 星 容子

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第10回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、4番鈴木昇委員、5番星容子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和4年度一般社団法人秋田県農業会議会長表彰審査会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第78回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告2および3の報告】</p> <p>次に、会務報告4の「令和5年度秋田市農業施策等に対する要望書提出」</p>

議 長	につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告4の報告】
議 長	次に、会務報告5の「第1回秋田市農林水産業振興戦略会議」につきましては、私が口頭で報告します。
	【会務報告5の報告】
	会務報告6の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告6から11までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉主席主査)	議案書1ページおよび2ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は譲渡人の子で、譲渡人所有の農地を管理しており、これらの農地を生前に譲受人へ贈与したいとの譲渡人の意向から、この度贈与を受けるものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、7,750平方メートルであることから、要件を満たしています。地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	それではここで、現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。

13番齊藤善彦委員	はい、13番齊藤です。先日、酒井慶一推進委員から連絡を受けました。両者は親子関係で、 氏は以前から農地の管理をしており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。
事 務 局 (岡 部 主 査)	次に日程第5、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。	
	<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1です。借受人は 。貸渡人は 外1名。施設の概要は作業用通路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、転用事業者は秋田河川国道事務所発注の水道工事に伴い、作業用通路を確保するため工事施工箇所に隣接した当該地を選定、一時転用しようとするものです。 立地基準については、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内の農用地区域内農地です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績は有り。 工事着工および完了の期間は、令和4年11月1日から令和5年4月30日まで。 他法令による許認可の処分については、法定外公共物使用許可申請予定。 一体として利用する農地以外の農地は法定外公共物道路535平方メートル。 被害防除については、排水計画は雨水は自然流下とします。 続きまして、番号2です。借受人は 。貸渡人は 。施設の概要は車両置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、転用事業者は自動車を展示するための車両置場を探していたところ、適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものです。</p>	

事務局
(岡部主査)

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第2種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金、申請適格等は適合。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年12月31日まで。

被害防除については、隣接に対する措置として緩衝地を設け、排水計画は雨水を自然流下とします。

続きまして、番号3です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、申請者は、経営する会社が機構を通じ茱萸野地区で稲作を行っており、不足している農作業車両等の駐車場を探していたが、適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第1種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年3月31日まで。

被害防除については、排水計画は雨水を自然流下とします。

続きまして、番号4です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は資材置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の7ページおよび8ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、転用事業者は、事業拡大に伴い、新しく資材置場を探していたところ、適地がなく、支店との中間地にある当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第2種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年6月30日まで。

被害防除については、隣接地に対する措置として、境界なりに単管パイプまたは鋼製ピンを打込みロープを張り、排水計画は雨水を自然流下とします。

なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも農用地区域内農地、第1種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号3、番号4について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。

説明は以上です。

議長

それではここで、案件1番について現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員から報告をお願いします。

17番伊藤洋文委員

はい、17番伊藤です。先般、酒井慶一推進委員から連絡を受けましたが、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った平川秀悦推進委員から報告を受けた10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	はい、10番柴田です。10月5日に平川推進委員から報告を受けました。説明があったように特別問題ないかと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件 3 番について現地調査を行った藤島岳洋推進委員から報告を受けた3番関正美委員から報告をお願いします。
3番関正美委員	はい、3番関です。10月4日藤島推進委員から報告があり、何ら問題ないということでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件 4 番について現地調査を行った菅原豊志推進委員から報告を受けた12番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
12番佐々木和昭委員	はい、12番佐々木です。10月5日菅原推進委員から報告を受けました。何ら問題ないという報告でございました。10月8日、私も現地を確認して参りましたけれども特段問題あるように見受けられませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。番号2の■■■■の件について、展示販売のスペースと理解してよいですか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	販売や契約は本社で行ない、申請地については車を展示するためだけの場所となります。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい、分かりました。
議 長	他にありませんか。
14番藤田修委員	はい、議長。
議 長	藤田委員、どうぞ。
14番藤田修委員	14番藤田です。私も番号2の■■■■について質問です。この場所には以前から車が置いてあったような記憶がありますが、その会社と違う会社で

14番 藤田修委員	しょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事 務 局 (岡部主査)	申請地については、これまで複数の事業者が手続きを踏まず事業地として繰返し使用してきた場所であります。現状の認定を検討したのですが、農地法の他、都市計画法にも抵触し行政で指導を行ってきた場所であり、この度、所有者が申請地を原状回復する意思を示したことから、一度更地にして改めて手続きを踏んだ形となります。
議 長	藤田委員、よろしいですか。
14番 藤田修委員	はい、分かりました。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、番号1と2が県農業会議への諮問の必要がない案件で、番号3と4が県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件のうち、番号1と2を許可に、番号3と4を許可相当にすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件のうち、番号1と2を許可に、番号3と4を許可相当にすることに決定いたします。 次に日程第6、議案第40号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (廣嶋主任)	農用地利用集積計画の撤回については、農地中間管理機構を使ったほ場整備事業の実施に伴うものです。 それでは、議案について説明します。議案書の6ページをご覧ください。 番号1。公告年月日は平成29年1月25日、総会決定年月日は平成29年1月17日、案件番号は平成28年度第10号番号24、撤回区分は一部撤回、借り手、貸し手、土地の所在、地目、面積、現契約の契約期間、事由は議案書に記載のとおりです。 このほかの1件についても、撤回区分は一部撤回です。 新たな農用地利用集積計画については、次の、議案第41号でご審議いただきます。 説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

一 議	同 長	なし。 ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第40号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を原案のとおり撤回することに決定いたします。
事 務 局 (廣 嶋 主 任)		次に、日程第7、議案第41号、農用地利用集積計画（令和4年度第7号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案の説明に入る前に、議案の取下げおよび議案書の訂正がございますので、説明いたします。 まず、議案の取下げについて説明いたします。 所有権移転の案件です。議案書16ページの上から2筆目および3筆目、河辺北野田高屋字獅子岱■■■■番地■■■■および■■■■番地■■■■について、売手・買手双方から取下げ願いがありましたので、議案の削除をお願いいたします。 次に、議案書の訂正について、説明いたします。 利用権設定の農地中間管理事業の案件です。議案書33ページの下から3筆目、金足鳩崎字二ツ森■■■■番地の賃借料の単位について、1筆当たりと記載しておりますが、正しくは10アール当たりですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。 それでは、議案について説明いたします。 はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。 番号1。買手は■■■■。売手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格等は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計7件は全て売買です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書18ページから49ページまでをご覧ください。 番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計20件のうち議案書20ページ以降の17件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和4年度第7号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

一 議	同 長	<p>なし。</p> <p>ご質問等がないようですので、初めに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>はじめに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p> <p>それでは、はじめに案件1番の1件について採決を行います。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p> <p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件1番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、案件1番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
一 議	同 長	<p>次に、議事参与案件であった、1番の1件を除いた2番から7番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、1番の1件を除いた2番から7番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>こちら、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p> <p>それでは、はじめに案件12番の一部および16番から18番までの4件について採決を行います。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p> <p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件12番の一部および16番から18番までの4件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>

